

「どうなる消費税制度!？」

消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案は、今年6月21日に国会で成立しました。2014年4月に消費税率を8%、そして翌年15年10月に10%に2段階で引き上げる消費税増税は実現する方向となりました。

日本以外の諸外国における消費税率は以下のようになっております。

イギリス	20%	イタリア	21%
ドイツ	19%	韓国	10%

などなど・・・日本の現在の5%は低い税率だと言えます。

消費税の増税に当たり問題となるのは、低所得者と高所得者が同じ税金を負担する現在の消費税の制度（比例税）が、所得格差を今以上に生じてしまう事になり、所得全体に対する消費税の負担割合が低所得者ほど高くなり、その負担がより一層厳しくなることは避けられません。

その為諸外国では、消費税に関する**低所得者への対策**として、生活必需品（食料品など）の税率を低くする「軽減税率」や、所得の少ない人にお金の支給又は減税をする「給付付き税額控除」と呼ばれる制度が採用されています。

●複数税率

日本以外の各国では、食料品等品目ごとに異なる複数の軽減税率（又はゼロ税率）を適用し、低所得者への対策としています。

しかし、複数税率の導入は軽減税率の適用を受けられる事業と受けられない事業が生ずることになり、経済活動の中立性は低下します。また、実務の現場においても複数税率を用いることによって、商品毎に税率が変わることになりますので、極端に言えば1取引毎に、**消費税の複雑な判定が必要**になることとなります。

大企業からすると、経理部などでその判定をする事が出来るでしょうが、中小零細企業で経理する人がいない会社からすると多大な労力と時間が必要となってきます。

●給付付き税額控除

低所得者に対して、納付すべき所得税や住民税の一定額を差引く「税額控除」を行い、また、納付税額のない（又は少ない）者に対しては、「現金給付」される方式です。

しかし、導入に当たり、個人及び世帯単位での**所得の正確な把握が必要**な為、マイナンバー制度（納税者番号制度）の導入が必要不可欠になります。この導入にあたって、多額の税金や時間を要することになります。

消費税の増税は決まりましたが、低所得者の負担割合が多くなる「**逆進性**」をどのように解決するかは、現在まだ決まっておりません。上記のいずれかの方式が取られる事になると思われます。

子ども手当の創設による、年少扶養控除廃止の時のように、増税のみが進み最終的に子ども手当が減額となってしまうような、増税のひとり歩きしない事を望みます。